

飯田市公共建築物・公共土木工事等における木材利用促進方針

1 目的

飯田市が整備する公共建築物及び飯田市が行う公共土木工事等において積極的に地域産材（飯田市産材を基本に、地元で素材生産された木材をいう。以下同じ。）の利用を促進するための方針を定めるとともに、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。）第9条の規定により、長野県が定めた公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針に即して、同条に掲げる必要な事項を定めるものとする。

2 基本的な事項

- (1) 市が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の実施に当たっては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、木材は地域産材を使用するよう努めるものとする。
- (2) 市は公共建築物の整備及び公共土木工事等を実施する者、林業関係団体その他の関係者及び設計者等と相互に連携し、地域産材の利用促進及び供給確保を図るよう努めるものとする。

3 市が行う公共建築物の整備における木材利用の推進

(1) 施設の木造化の推進

ア 市が整備する低層の公共建築物（注1）については、積極的に木造化（注2）するものとし、設計図書に地域産材の使用を明記するものとする。ただし、関係法令及び地域産材における供給が困難である等の制約を受ける場合を除く。

イ 市が整備する公共建築物については、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の解決状況を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ウ 木造化が困難な施設は、木造と他工法との混構造を検討するなど、可能な限り木材の使用について配慮するものとする。

(2) 施設の木質化の推進

市が整備する公共建築物については、木造により整備する場合はもとより、木造化できない場合にあっても、別表1に掲げる場合を除き、木質化（注3）を図るよう努めるものとする。

(3) 家具・備品・調度品等の木質化の推進

市が公共建築物に導入する家具・備品・調度品等は、可能な限り木材製品とするものとする。

(4) 木質バイオマス利用の推進

公共建築物へ暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス等を燃料とするものの導入に努めるものとする。

4 市が行う公共土木工事等における木材利用の推進

公共土木工事等においては、別表 1 に掲げる場合を除き、設計図書に間伐材を含む木材の使用を明記することにより、公共土木工事等における木材の利用に積極的に取り組むものとする。

5 市が行う地域産材利用の推進

(1) 市が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、別表 2 に掲げる場合を除き、地域産材の使用に努めるものとする。

(2) 公共建築物の整備における地域産材の使用にあたっては、可能な限り信州木材認証製品センター（注 4）の信州木材認証製品（注 5）又は同等以上の品質、規格、性能を有するものを使用することとする。

6 市が補助する施設整備等における地域産材利用の推進

市は事業主体の理解を求め、可能な限り地域産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

7 木材の利用を促進する公共建築物

本方針における木材の利用を促進する公共建築物は別表 3 のとおりとする。

附 則

この方針は、平成 24 年 12 月 5 日から適用する

(注1) 低層の公共建築物

本方針では、高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ床面積3,000㎡以下の建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない建築物をいう。

(注2) 木造化

建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。

(注3) 木質化

建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること。

(注4) 信州木材認証製品センター

県産材製品を良質な製品としての安定供給とその需要拡大を目的に、林業・木材産業関係団体により設置された団体。

(注5) 信州木材認証製品

信州木材認証製品センターが定める、乾燥、品質、寸法の一定基準をクリアし、樹種(銘柄名)、含水率(乾燥方法)、寸法、製造会社等が表示された製品。

別表 1

1	法令の規定等により木材が使用できない場合
2	構造、耐久性など技術的に木材の使用が困難である場合
3	その他相当な理由により木材の使用が適当でない場合

別表 2

1	法令の規定等により地域産材の使用を指定できない場合
2	地域産材による使用又は供給が困難である場合
3	その他相当な理由により地域産材の使用が適当でない場合

別表 3

木材の利用を促進する公共建築物	市が整備する建築物をいい、以下の施設が含まれる
	市庁舎、自治振興センターほか、広く市民の利用に供される社会教育・体育施設（図書館、体育館、公民館、美術館、博物館など）保健・衛生施設（病院、診療所、保健センターなど）社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設など）教育施設（幼稚園、小学校、中学校など）住宅施設（市営住宅など）、その他、市が整備する施設等（観光施設、公園施設）